# 都道府県別の賃金中央値に占める最低賃金額の割合（2024年）

○ 都道府県別の「賃金中央値に占める最低賃金額の割合」を比較すると、最低値は東京都の51.4%、最高値は青森県の62.4%となる。

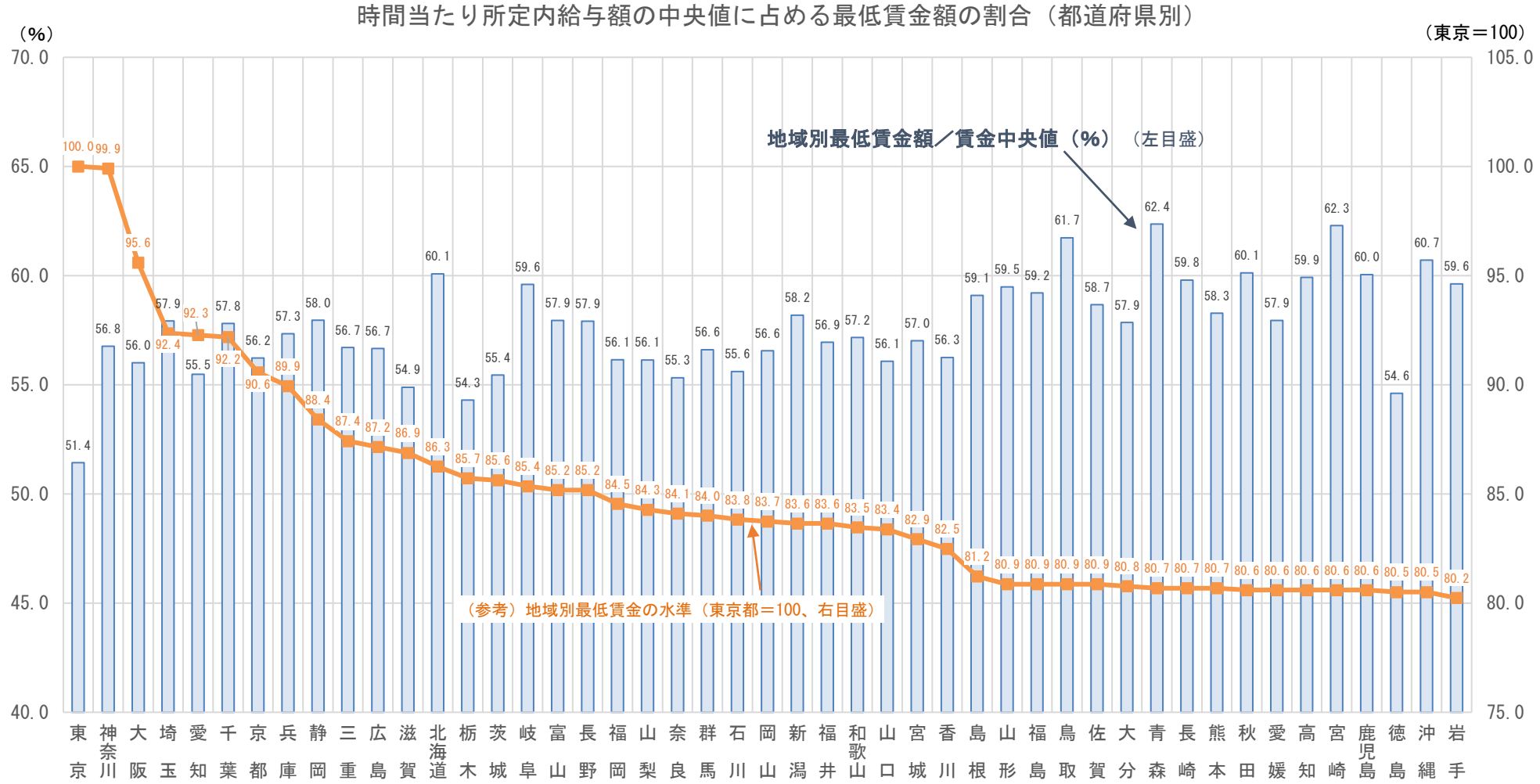


（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．時間当たり所定内給与額は、2024年６月所定内給与額を同年６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．最低賃金額は、2023年の秋から適用された地域別最低賃金額。

# 都道府県別の短時間労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合（2024年）

○ 都道府県別の「短時間労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合」を比較すると、最低値は東京都の81.5%、最高値は山口県の89.3%となる。

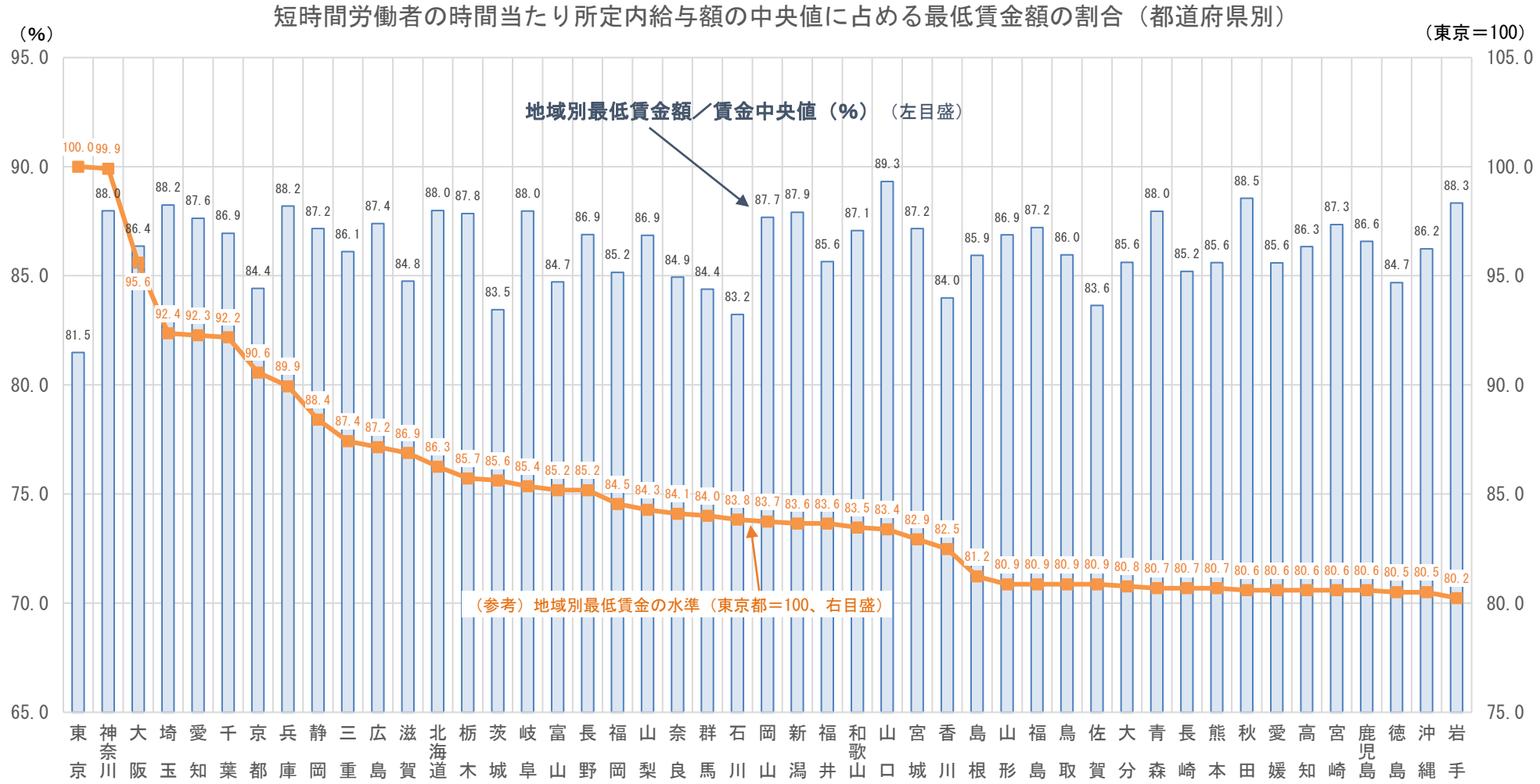


（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．時間当たり所定内給与額は、2024年６月所定内給与額を同年６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．最低賃金額は、2023年の秋から適用された地域別最低賃金額。